



附属資料

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

目 次

前 文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合はず、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置

前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

—— 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 ——

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
 - 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画基本計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(男女共同参画会議)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女いずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。



佐賀県男女共同参画推進条例

平成13年10月9日公布

佐賀県条例第42号

改正 平成16年3月2日 条例第2号

改正 平成18年3月20日 条例第74号

目 次

前 文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第8条—第17条）

第3章 佐賀県男女共同参画推進審議会（第18条—第23条）

第4章 雜則（第24条）

附 則

男女は、すべて人として平等であって、個人として尊重されなければならない。この理念に基づき、佐賀県では、差別や偏見のない、お互いの人権が尊重される社会の実現を目指し、さまざまな取組を行ってきた。

今日、少子高齢化など社会が急速に変化している中で、豊かで活力のある佐賀県を築いていくためには、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行など、男女の主体的で自由な活動の選択を妨げる要因の解消を図り、性別にかかわりなく、個性や能力が十分に發揮できる社会を実現することが、重要かつ緊急な課題となっている。

こうした状況を踏まえ、ここに、男女が互いにその生き方を尊重し、共に責任を担う男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について基本となる事項等を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別の取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく制度又は慣行が、男女の主体的で自由な活動の選択を妨げないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校及び地域における活動その他の社会における活動を行うことができるようになるとを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることには、男女共同参画は、国際的協調の下に、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画施策を推進するに当たっては、市町、県民及び事業者と連携し、及び協力して取り組むよう努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 県民は、県が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、県が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により他人を不快にさせ、もってその者の生活環境を害することをいう。）を行ってはならない。

3 何人も、あらゆる場において、男女間における暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。）を行ってはならない。

—— 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策 ——

(県民等の理解を深めるための措置)

第8条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等を行うとともに、学校教育、社会教育その他の教育において適切な措置を講ずるものとする。

(事業者の報告)

第9条 知事は、男女共同参画を推進するために必要があると認めるときは、事業者に対しその事業活動における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の報告により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表するものとする。

(表彰)

第10条 知事は、男女共同参画を積極的に推進する県民及び事業者を表彰することができる。

(市町及び県民に対する支援)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関し、市町が実施する施策及び県民が行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究等)

第12条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うよう努めるものとする。

(相談の処理等)

第13条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因による男女の人権の侵害に関し県民から相談の申出があった場合は、適切に処理するものとする。

- 2 知事は、県が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、県民又は事業者から意見の申出があった場合は、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、佐賀県男女共同参画推進審議会の意見を聞くものとする。

(男女共同参画推進員の設置)

第14条 知事は、前条に規定する相談の申出及び意見の申出の受付等並びに男女共同参画に関する啓発活動を行わせるため、男女共同参画推進員を置くことができる。

(推進体制の整備等)

第15条 県は、男女共同参画施策を推進するため、県の推進体制を整備するとともに、市町、県民及び事業者との連携を図るものとする。

- 2 県は、男女共同参画施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(附属機関等における積極的改善措置)

第16条 県は、その設置する附属機関等の委員の任命等について、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(年次報告)

第17条 知事は、男女共同参画の状況、男女共同参画施策の実施状況等について、年次報告を作成し、公表するものとする。

第3章 佐賀県男女共同参画推進審議会

(設置)

第18条 男女共同参画施策について調査審議するため、佐賀県男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第19条 審議会は、知事が委嘱する委員20人以内で組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(会長)

第20条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会は、会長が必要に応じて招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係県職員又は学識経験のある者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(幹事)

第22条 審議会に、審議会の会務について委員を補佐させるため、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、関係県職員のうちから知事が任命する。

(庶務)

第23条 審議会の庶務は、佐賀県くらし環境本部において処理する。

第4章 雜則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

ただし、第3章及び次項の規定は、平成14年6月1日から施行する。

(佐賀県男女共同参画推進審議会条例の廃止)

2 佐賀県男女共同参画推進審議会条例（平成2年佐賀県条例第14号）は、廃止する。

附 則（平成16年条例第2号）妙

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第74号）

この条例中第8条、第10条、第13条、第18条、第21条、第23条、第24条、第37条、第41条、第43条、第45条、第48条、第54条、第64条及び第67条の規定は平成18年1月1日から、第15条、第26条、第38条、第63条及び第65条の規定は平成18年3月1日から、その他の規定は平成18年3月20日から施行する。

●「小城市男女共同参画プラン策定懇話会委員」名簿 ●

(50音順)

	役 職	氏 名	所 属・職 名	備 考
1	会 長	うえ 上 野 景 三	佐賀大学文化教育学部教授	
2		かさ 笠 原 瑠璃子	ヒューマンプランニング代表	
3		か 加 藤 邦 子	小城市地域婦人会会长	
4		きた 北 島 浩 子	公募	
5		にし 西 岡 久富美	小城市 男女共同参画ネットワーク会長	
6		ふく 福 光 幸 子	佐賀県立牛津高等学校教頭	平成18年3月まで
7		ひがし 東 島 とし 敏 隆	佐賀県立牛津高等学校教頭	平成18年4月より
8	副会長	ふく 福 山 て る こ テル子	佐賀県農家生活指導士会会长	
9		へいあんじ 平安寺 す え こ スエ子	小城市民生委員・ 児童委員連絡協議会監事	
10		まえ 前 山 英 俊	(株)中島工務店参事	
11		み 御 廚 英 正	ムツゴロウ王国 芦刈まちづくりフォーラム会長	
12		みぞ 溝 上 廣 行	小城市小中学校長会 (芦刈小学校校長)	平成18年3月まで
13		みや 宮 地 好 幸	小城市小中学校長会 (晴田小学校校長)	平成18年4月より
14		やとうじ 八頭司 かおり 佳櫻里	小城市P T A連絡協議会庶務会計	

● さくらプラン策定に向けての懇話会の取り組み ●

H17.10.3	第1回小城市男女共同参画プラン策定懇話会開催
H17.11.24～12.12	小城市市民意識調査の実施
H18.2.7	第2回小城市男女共同参画プラン策定懇話会開催
H18.2.中旬	小城市中学生意識調査の実施
H18.5.29	第3回小城市男女共同参画プラン策定懇話会開催
H18.6.26	第4回小城市男女共同参画プラン策定懇話会開催
H18.7.24	第5回小城市男女共同参画プラン策定懇話会開催
H18.8.3	第6回小城市男女共同参画プラン策定懇話会開催
H18.8.27	小城市男女共同参画フォーラム開催・プランに関する提言書提出
H19.1.26	第7回小城市男女共同参画プラン策定懇話会開催
H18.2.6～2.28	パブリックコメント及び小城市男女共同参画プランを親しみやすいプランとするため、プランの愛称を募集
H19.3.22	第8回小城市男女共同参画プラン策定懇話会開催

男女共同参画の推進のあゆみ（年表）

	国連の動き	日本の動き	佐賀県の動き
1945年 (S20)	国際連合誕生		
1946年 (S21)	婦人の地位委員会発足	史上初の婦人参政権確立 日本国憲法公布	
1953年 (S28)			婦人問題対策審議会設置
1967年 (S42)	婦人に対する差別撤廃宣言採択		
1972年 (S47)	1975年を国際婦人年とすることを宣言		
1975年 (S50)	国際婦人年 (目標：平等、開発、平和) 国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 総理府婦人問題担当室業務開始 「育児休業法」成立 (昭和51年施行)	唐津市に「働く婦人の家」設置
1976年 (S51)	「国際婦人の十年始まる」 (1985年まで)	「民法等の一部を改正する法律」 (離婚後復氏制度) の施行	
1977年 (S52)		「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館 (現国立女性教育会館) 開館	長期総合計画に婦人に関する施策の推進を盛り込む
1978年 (S53)			婦人の地位を高める 県民大会開催
1979年 (S54)	国連第34回総会 「女子差別撤廃条約」採択		有明町に「農村婦人の家」設置 国連婦人の十年推進県民大会開催
1980年 (S55)	「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」署名 配偶者の相続分アップを内容とする改正民法成立	伊万里市に「農村婦人の家」設置 県福祉生活部に青少年婦人課設置 国連婦人の十年推進県民大会開催
1981年 (S56)		「国内行動計画後期重点目標」発表	牛津町に「農村婦人の家」設置
1982年 (S57)			内職相談センターが婦人就業援助センターとなる 80年代佐賀県総合計画に婦人に関する施策の推進を盛り込む
1983年 (S58)			上峰町に「農村婦人の家」設置
1984年 (S59)	「国連婦人の十年」の成果を検討し評価するための世界会議（ナイロビ）のためのエスキヤップ地域政府間準備会議（東京）	アジア・太平洋地域婦人国際シンポジウム開催 父母両系主義の立場をとる改正国籍法成立 (昭和60年施行)	婦人の生活実態と意識に関する調査を実施 広報誌「さがの女性」発刊
1985年 (S60)	「国連婦人の十年」最終年 ナイロビ世界会議 (西暦2000年に向けての) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	生活保護基準額の男女差解消・女性の年金権の確立 (国民年金法改正／昭和61年施行) 「男女雇用機会均等法」公布 (昭和61年施行) 「女子差別撤廃条約」批准	「婦人問題対策の推進方策」策定 中原町に「働く婦人の家」設置 国連婦人の十年最終年記念県大会開催 婦人海外派遣「婦人の翼」開始

	国連の動き	日本の動き	佐賀県の動き
1986年 (S61)		婦人問題企画推進本部拡充： 構成を全省庁に拡大、任務も拡充 婦人問題企画推進有識者会議開催	県婦人団体連絡協議会設置 鹿島市に「農村婦人の家」設置
1987年 (S62)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1988年 (S63)			青少年婦人課に婦人係設置 佐賀県長期構想に男女共同参加の社会づくりを盛り込む
1989年 (H元)			西有田町に「働く婦人の家」設置 女性の生活と意識に関する実態調査を実施
1990年 (H2)	国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」の見直し方針決定	「さが女性プラン21」策定 婦人問題対策審議会が女性問題審議会となる
1991年 (H3)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改定）」策定	男女共同参加の社会をつくるための県民意識調査を実施
1992年 (H4)	環境と開発に関する国連会議（地球サミット／リオデジャネイロ） 「アジェンダ21」採択	「育児休業等に関する法律」施行 「育児休業等に関するガイドライン」策定	児童青少年課に女性企画室を設置
1993年 (H5)	国連世界人権会議（ウィーン） 国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	第4回世界女性会議日本国内委員会設置「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」施行	佐賀県女性行政推進会議設置 「ふれ愛の翼」派遣開始 佐賀県新総合計画策定
1994年 (H6)	「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議（ジャカルタ）	男女共同参画室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部設置	
1995年 (H7)	第4回世界女性会議（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正 (介護休業制度の法制化)	佐賀県立女性センター（アバンセ）オープン（3月） 女性問題審議会に「さが女性プラン21」改定について諮問
1996年 (H8)		「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画2000年プラン」策定	「さが女性プラン21（改訂版）」策定（2月） 県民生活課に女性企画室を設置
1997年 (H9)		男女共同参画審議会設置 (法律) 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布 女性国会開催 (参議院50周年記念)	男女共同参画社会づくりのための県民意識調査を実施 日韓海峡沿岸地域振興団体（女性団体）交流支援事業開始（～平成12年）
1998年 (H10)		男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法—男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり」を答申	

	国連の動き	日本の動き	佐賀県の動き
1999年 (H11)	エスカッップハイレベル 政府間会議 (バンコク)	改正育児・介護休業法施行 改正男女雇用機会均等法施行 「男女共同参画社会基本法」 公布、施行 「食料・農業・農村基本法」 公布・施行(女性の参画の 促進を規定) 男女共同参画審議会から 「女性に対する暴力のない 社会を目指して」答申	女性企画室が男女共同参画 室となる 女性問題審議会が男女共同参 画推進審議会となる 女性行政推進会議が男女共 同参画推進会議となる
2000年 (H12)	国連特別総会「女性2000年 会議」(ニューヨーク)	「ストーカー規制法」成立 「男女共同参画基本計画」策定 男女共同参画推進本部 「男女共同参画週間について」 決定	男女共同参画推進審議会に 「男女共同参画社会の形成 の促進に関する施策の基本 的な方向」について諮問
2001年 (H13)		内閣府に男女共同参画局、 男女共同参画会議設置 「配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律」 施行 男女共同参画推進本部「女 性国家公務員の採用・登用 等の促進について」 「女性に対する暴力をなくす 運動」について決定 第1回男女共同参画週間閣 議決定「仕事と子育ての両 立支援策の方針について」	「佐賀県男女共同参画基本 計画」策定 男女共同参画室から男女共 同参画課となる 「佐賀県男女共同参画推進 条例」施行
2002年 (H14)		アフガニスタンの女性支援 に関する懇談会開催	「佐賀県男女共同参画推進員」 を設置 佐賀県立女性センターを「配 偶者暴力防止支援センター」に 位置付ける 「佐賀アジア女性フォーラム」 開催
2003年 (H15)	国連女子差別撤廃委員会 第29会期において、日本の 第4、5回女子差別撤廃条約 実施状況報告を審議	男女共同参画会議「女性の チャレンジ支援策」決定 「次世代育成支援対策推進法」 公布、一部施行	
2004年 (H16)		「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する 法律」改正	「佐賀県DV総合対策会議」 及び「佐賀県DV総合対策 センター」を設置
2005年 (H17)	第49回国連婦人の地位委員 会、通称「北京+10」を開催 (ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」改定	「佐賀県男女共同参画推進 連携会議」を創設
2006年 (H18)		「男女雇用機会均等法」改正	「佐賀県男女共同参画基本 計画」を改定 「佐賀県DV被害者支援基 本計画」を策定
2007年 (H19)		「改正男女雇用機会均等法」施行	「佐賀県職員男女共同参画 推進行動計画」策定

用語説明

〈あ行〉		ページ
IT	Information Technologyの略。情報技術。情報（コンピュータ）・通信の工学及びその社会的応用分野の技術の総称。今日は各種情報の収集・加工・発信などに不可欠なものとなっている。	61・81
育児・介護休業法	育児休業とは1歳未満の子を養育するための休業をいい、介護休業とは2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする家族を介護するための休業をいう。いずれの休業も男女を問わず取得が可能であり、休業申し出や休業をしたことを理由とする解雇は禁止されている。	33・73
インターンシップ	学生が一定期間企業等の中で研修生として働き、自分の将来に関連のある就業体験を行える制度。	33
ALT	Assistant Language Teacherの略。日本の学校における外国語授業の補助を行う外国語指導助手。	43
NPO	Non Profit Organizationの略。非営利で不特定多数の者の利益のために活動している民間組織。	57
エンパワーメント	力（パワー）をつけることの意味。女性のエンパワーメントは、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、さまざまなレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をもつことを意味する。	20・65・68 76・78
〈か行〉		
家族経営協定	家族農業経営内で世帯員の役割分担、労働時間・休日・休暇などの就業条件、収益の分配、経営の継承などについて、世帯員間の話し合いに基づき取り決めを行っているものをいう。（平成18年3月末現在 佐賀県内家族経営協定締結数 1,030世帯）	18・64
家族的責任	家事・育児・介護を分担する責任は、男女平等に分担すべきであり、その家族的責任を担うことによって職業上差別されることがあってはならないということが国際的に認められた考え。	32・33・59 61
キャリアアップ	より高い資格や能力を身につけること。	74
協働	それぞれの主体が、自らの責任と役割を認識し、協力しながら物事を進めること。	2・16・21
国勢調査	調査時に日本に居住するすべての人を対象に、人口、世帯に関し、男女、年齢、国籍、就業状態、仕事の種類などを調べる国のも基本的、かつ規模の大きな調査。	5・48
平成17年 国勢調査1%結果	すべての調査事項に係る主要な結果。集計対象は、約1%を対象とし、全国、都道府県及び人口20万人以上の市ごとに公表される。平成18年6月30日に公表された。	5
平成17年 国勢調査第1次基本集計	人口、世帯、住居に関する結果及び外国人、高齢者等に関する結果。集計対象は全数が対象となり、全国、都道府県及び市町村別に公表される。佐賀県分は平成18年7月31日に公表された。	5・48
平成17年 国勢調査第2次基本集計	人口の労働力状態、就業者の産業別構成に関する結果及び夫婦と子どものいる世帯等に関する結果。集計対象は全数が対象となり、全国、都道府県及び市町村別に公表される。佐賀県分は平成18年12月27日に公表された。	5
子ども110番	子どもたちが万が一の事態に遭遇した時、地域の人たちの協力により設けられた一時避難所。「子ども110番の家」が代表的だが、店舗、駅、バスなどの車両などへの取り組みが広がっている。	42・46
コミュニティ	居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。	5・57・58 69・71・72
〈さ行〉		
最低賃金法	賃金の低廉な労働者について、事業若しくは職業の種類又は地域に応じ、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的として制定された法律。	33・34・61 62

つづき		ページ
佐賀県男女共同参画推進員	男女共同参画について県に意見を述べたり、男女共同参画意識の地域への浸透を図るため、市町長からの推薦を受け知事から委嘱を受けた人。小城市には、3人の方が委嘱を受けて活動されている。	33・67
C S O	Civil Society Organizations (市民社会組織) の略。NPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体も含めて、「CSO」と呼称している。	29・30・36 68・69・71 82
ジェンダー	人間には生まれついての生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。	14・15・24
次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境を整備する対策に関する基本理念や関係者の責務等について定めた法律。	80
児童扶養手当	所得の低い母子家庭を対象に支給される手当のこと。	41
社会福祉協議会	地域福祉の推進を図ることを目的とする団体。略して社協。 社会福祉法で規定されている。	41・57・82
授産場	身体障害や知的障害の理由で働く機会の得られない人たちに働く場を提供している福祉施設。	41
食育	生きる上での基本となるものであり、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。	25・27・69
女性専門外来	男性の医師には相談しにくい女性特有の症状に対応できるよう、女性医療スタッフが診察するもの。	15・51・52
周産期	妊娠22週以降から生後7日未満までの期間。	52
ストーカー	「忍び寄る者」の意味で、自分が一方的に関心を抱いた相手につこくつきまとう人物をいう。待ち伏せ・尾行・手紙や、昼夜をかまわずファックス・メール・電話などの行為を執拗(しつよう)に繰り返す行為を行う。	6
性差医療	発症、経緯、予防、治療において、男女に差が認められる疾患や社会的な男女の地位と健康との関係の研究を進め、その結果を疾病の診断、治療法、予防に反映することを目的とした医療のこと。	52
成年後見制度	判断能力の不十分な成年者を保護するため、一定の場合に、本人の行為能力を制限すると共に、本人のために行為し、または行為を助ける者を選任する制度。	50
セカンドライフ	第2の人生。特に、定年退職後の人生。	56・57
セクシュアルハラスメント	「性的いやがらせ」の意味で、略して「セクハラ」と言われている。相手の心を傷つけたり、不快感を感じさせたり、さらには相手に不利益を与えたりするような性的な言動を指す。	6・29・32 34・67・74
積極的改善措置	男女共同参画社会基本法において、「活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために、必要な範囲において男女のいざれか一方に対して機会を積極的に提供すること」（平成11年5月13日参議院・総務委員会の国会答弁）であり、男女どちらの側についても適用される措置。	61
〈た行〉		
団塊の世代	昭和22年～24年頃の第一次ベビーブーム時代に生まれた世代。	56
男女共同参画社会	男女が社会的な構成員として、あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を負う社会。	2・3・4 14・15・18 11・21

つづき		ページ
男女共同参画都市宣言	内閣府にて、自治体（政令指定都市を除く市・町・村及び特別区をいう。）を挙げて男女共同参画社会づくりに取り組む「男女共同参画宣言都市」となることを奨励することによって、男女共同参画社会の実現に向けての気運を広く醸成することを目的として、平成6年度から実施されている。 (平成18年3月末現在 奨励事業実施自治体数：85)	81
男女雇用機会均等法	平成19年4月1日より改正均等法が施行。主な改正点は、性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策、母性健康管理措置、ポジティブ・アクションの推進、過料の創設。	33・34・61 62・73・74
TT	Team Teachingの略。特定の教科で、子どもたちの状況に応じて、主に授業を進める先生と児童生徒に個別に対応する先生が役割分担をし、子どもたちの個別の課題に応じた、きめ細かく行き届いた指導を行うこと。	27
デイサービス	通所介護。在宅の要介護・要支援の高齢者等が送迎用の車などで地域ケアプラザなどのデイサービスセンター、特別養護老人ホーム等に週2～3回程度送迎してもらって受けるサービス。	41・42・50
デートDV	デートの相手からの暴力。若年層、特に高校生の被害が多く報告されており、被害者のほとんどは女性。暴力の内容も結婚している夫からの暴力と変わらない。	45
特定事業主行動計画	平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定され、国とすべての地方公共団体（特定事業主）において、事業主は、仕事と子育ての両立を支援するために策定することが義務付けられた行動計画。同じことが一定規模以上の事業所（一般事業主）にも義務付けられている。	80
ドメスティックバイオレンス（DV）	夫婦や恋人など親密な間柄にある男女（パートナー）間において、主に男性から女性に加えられる身体的・精神的・性的な暴力。	6・19・29 45・47・66 67
〈な行〉		
財 21世紀職業財団	女性労働者、子の養育または家族の介護を行う労働者及び短時間労働者（以下「女性労働者等」という。）の能力の発揮のための雇用管理の改善、女性労働者等の職業生活と家庭生活との両立のための支援等の諸事業を行うことにより、企業における良好な雇用関係の確立及び女性労働者等の能力の有効発揮並びに福祉の増進を図るとともに経済社会の発展に寄与することを目的として、昭和61年4月の男女雇用機会均等法の施行を機に設立された財団。	37・38
認定こども園	幼稚園、保育所等のうち、一定の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県知事から「認定こども園」の認定を受けることができるもの。	38
農家生活指導士	若い女性農業者や青年農業者の育成などを通じた活力あるむらづくりと魅力ある農家生活の確立の推進のため平成元年度から佐賀県で設置されているもの。農山漁村女性グループ等の集団活動が3年以上である者等が認定の要件とされている。近年の活動として、農村女性起業活動の支援、家族経営協定の推進、女性の認定農業者の育成・支援等があげられる。知事が認定。	64
〈は行〉		
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	平成13年4月に公布。国、地方公共団体には配偶者からの暴力と被害者の保護が責務として明示されている。平成16年12月に改正され、配偶者からの暴力の定義の拡大、保護命令制度の拡充、県における基本計画の策定が義務付けられた。	45

つづき		ページ
パートタイム労働法	正式名は「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」といい、パートタイム労働者が、日本の経済社会で重要な役割を果たしていることから、その適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善に関する措置、職業能力の開発・向上に関する措置などを講じることによって、パートタイム労働者がその有する能力を有効に發揮することができるようにして、その福祉を推進するために平成5年に施行されたもの。	33・34・61 62
ファミリー・フレンドリー企業	仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みを行う企業。	38
フレックスタイム制	1ヶ月以内の一定期間(生産期間)における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各自の始業及び就業の時刻を自主的に決定し働く制度で、労働者がその生活と業務の調和を図りながら、効率的に働くことができ、労働時間を短縮しようとするとするもの。	33・62
ブロードバンド	高速通信回線によるコンピュータネットワークと、その上で提供される大容量のデータを活用したサービス。	62
母子自立支援員	母子家庭や寡婦の福祉に関してその実情を把握し、個々のケースに応じて自立に必要な各種の相談や指導を行うことを職務とする。	41
法識字 (リーガル・リテラシー)	自分にどんな権利があるのか、法律や関連の制度の存在を知り、その権利を行使するために必要な能力。どのように手続きすればよいか理解する力や、知識を使いこなすことができる能力。	81
〈ま行〉		
メディア・リテラシー	(media literacy) 情報伝達媒体(テレビ、インターネットなど)を上手に使いこなし、役立てる能力。	29
〈や行〉		
ユニバーサルデザイン	すべての人に使いやすいように考えられた、製品、環境、情報などのデザイン。	58・59
〈ら行〉		
ライフスタイル	生活の様式・営み方。	5・25・29 51・52・54 56・62
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ (性と生殖に関する健康と権利)	女性が自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利。平成6年にカイロで開催された国際人口開発会議において提唱された考え方で、男女が共に持つ権利であるが、とりわけ女性の重要な人権とされている。いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足の行く性生活、安全な妊娠・出産などが含まれる。	51・53
労働基準法	労働者の生存権を保障するために、労働契約・賃金・労働時間・休日および年次有給休暇・災害補償・就業規則など、労働条件の基準を定める法律。昭和22年施行。	33・34・61 62
労働者派遣法	人材派遣業を法的に認め、かつ規制するための法律。業務の範囲、派遣期間・就業条件の明示、派遣先・派遣元の各責任者の選任などについて規定。昭和61年施行。	33・34・61 62
労働時間短縮促進法	正式には「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」という。労働時間の現状及び動向にかんがみ、労働時間短縮推進計画を策定するとともに、事業主等による労働時間の短縮に向けた自主的な努力を促進するための特別の措置を講ずることにより、労働時間の短縮の円滑な推進を図り、もって労働者のゆとりのある生活の実現と国民経済の健全な発展に資することを目的とした法律。平成4年施行。	62
〈わ行〉		
ワークライフバランス	アメリカの労務管理の一策として導入されているもので、やりがいのある仕事と充実した私生活の健康的なバランスをとり、個人の能力を最大限に発揮すること。	20・54・55 60・62

仕事と生活の調和を実現させるために

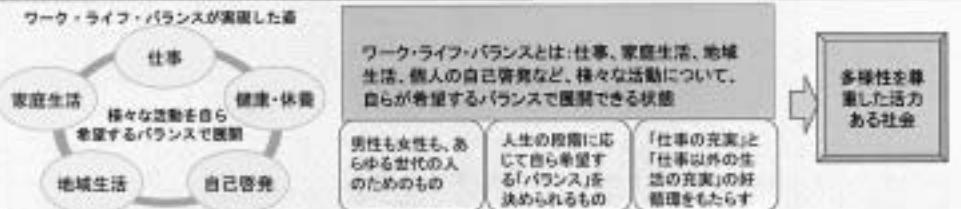


「ワーク・ライフ・バランス」推進の基本的方向(ポイント)

—多様性を尊重し仕事と生活が好循環を生む社会に向けて—

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の考え方

平成19年3月 女性共同参画会議-「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する専門調査会」報告



なぜ今、ワーク・ライフ・バランスが必要か？

少子高齢化・人口減少時代を迎え、これまでの働き方では、個人、企業・組織、社会全体が持続可能でなくなる

(1)個人

- ・仕事と家庭の両立が困難
 - ン ライフスタイルや意識の変化
 - ン 周辺希望に応じて仕事中心になる男性
 - ン 実践性が高く希望する形で働くのが難しい女性
 - ・自己啓発や地域活動への参加が困難
 - ・長時間労働が心身の健康に悪影響
- ⇒ 希望するバランスの実現のために必要

(2)社会全体

- ・労働力不足の深刻化
- ・生産性の低下・活力の衰退
- ・少子化の急速な進行
- ・地域社会のつながりの希薄化
- ⇒ 経済社会の活力向上のために必要

(3)個々の企業・組織

- ・人材競争優位の誤認
- ⇒ 多様な人材を生かし競争力を強化するために必要
 - ・従業員の人生の段階に応じたニーズへの対応（青年期・子育て期・介護期・高齢期）
 - ・就業や通勤度の向上・心身の健康的な経営
 - ・女性の活躍
- ・ワーク・ライフ・バランスは経営戦略の重要な柱：「明日への投資」
- ・中小企業にとって特に大きな意義

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の方向性

ワーク・ライフ・バランス実現に向けた社会基盤づくり(4つの戦略)

多様な人材から高付加価値を生み出す3つのマネジメント改革

1. 理解の深透・推進力強化のための枠組みづくり

- ◆ ワーク・ライフ・バランス社会の実現度指標の開発
 - 社会全体の取組の進捗度やその成果を把握し、課題を把握するための指標の開発
 - ◆ ワーク・ライフ・バランス推進ネットワークづくりの促進
- ◆ 個人の多様な選択を可能なにする支援やサービスの展開
 - ◆ ワーク・ライフ・バランスに関する啓発・情報提供の推進
 - ◆ 専業者への企業の取組に関する情報提供
 - ◆ 多様な育立支援・再就職支援サービスの充実

2. 企業・組織の取組を社会全体で後押し

- ◆ 企業の取組を社会が評価し、一層の取組を促す
 - 取組を進めめる企業・組織の表彰や優良企業・組織の評議・括付け等
- ◆ 中小企業向けのノウハウ・支援情報の提供、相談体制の充実
- ◆ 自己診断指標の開発・普及
- ◆ ワーク・ライフ・バランスに関するイノベーションの推進
 - ◆ 情報通信技術(ICT)を活用した業務効率化
 - ◆ テレワークの推進

①「時間管理」改革：

仕事の見直しによる効率化、従業員のニーズに応じた計画的な業務管理等

②「人材活用」改革：

多職務人材の育成、女性の積極的育成・登用、高齢者の活用等

③「組織の在り方」改革：

仕事・人の合理的な配分・柔軟な見直し、ワーク・ライフ・バランスを重視する組織風土等

経営者・管理職の「意識改革」
トップの「リーダーシップ」

小城市市民憲章

小城市は、秀峰天山と有明の海、田園に恵まれ、伝統、文化、自然と調和のとれた美しいまちです。

私たちは、小城市民であることに誇りと自覚と責任を持ち、平和を願い、未来へ向かって前進するまちを築くため、この憲章を定めます。

- 一 豊かな自然を大切にし、環境にやさしいまちにします。
- 一 歴史と伝統を受け継ぎ、教養を高め、文化を創造するまちにします。
- 一 健やかな心と体をつくり、福祉の充実したまちにします。
- 一 働くことに喜びと誇りを持ち、活力あるまちにします。
- 一 思いやりの心を持ち、認め合い笑顔が輝くまちにします。

発 行 小城市 総務部企画課
〒840-0302
佐賀県小城市牛津町柿樋瀬1100番地1
電 話 0952-63-8803
ファックス 0952-63-8808
mail : kikaku@city.ogi.lg.jp
HP : <http://www.city.ogi.lg.jp/>

